

内部通報規程

(目 的)

第1条 この規程は、一般財団法人リープ共創基金（以下「当法人」という。）における、不正行為による不祥事の防止及び早期発見、自浄作用の向上、風評リスクの管理、及び当法人に対する社会的信頼の確保のため、内部通報制度（「ヘルプライン」と称する。）を設けるとともに、その運営の方法等、必要な事項を定めることを目的とする。

(対象者)

第2条 この規程は、当法人の役員及び職員・臨時雇・契約社員・派遣従業員を含むすべての従業員（以下「役職員」という。）に対して適用する。

(通報等)

第3条 当法人又は役職員の不正行為として別表に掲げる事項（以下、「申告事項」という。）が生じ、又は生じるおそれがある場合、役職員（当法人が行う事業に直接的又は間接的に関係する者を含む。）は、この規程の定めるところにより、通報、申告又は相談（以下「通報等」という。）をすることができる。

2 通報等を行った者（以下「通報者」という。）、通報者に協力した役職員及び当該通報等に基づく調査に積極的に関与した役職員（以下、「通報者等」という。）は、この規程による保護の対象となる。

3 申告事項が生じ、又は生じるおそれがあることを知った役職員は、この規程に基づき、通報等を積極的に行うよう努めるものとする。

(通報等の方法)

第4条 当法人は、コンプライアンス担当評議員をもって内部通報の窓口（以下「ヘルプライン窓口」という。）として、電話、電子メール又は直接面談する方法等により通報等を行うことができる。各ヘルプライン窓口の電話番号、電子メールのアドレス等は、別途役職員に通知する。

2 前項の他、評議員に係る通報等のため、監事に通報することができる。

3 契約又は就業規則その他の規程に定める守秘義務に関する規定は、この規程の定めに従って行われる通報等を妨げるものではない。

(ヘルプライン窓口での対応)

第5条 ヘルプライン窓口は、申告事項について受け付け、第7条の規定に従い、その対応を行うものとする。

2 通報等を受けたヘルプライン窓口の担当者は、通報者に対して、通報等を受けた日から20日以内に、通報等を受けた事項につき調査を行う旨の通知又は調査を行わないことに正当な理由がある場合には当該理由を明らかにしたうえ、調査を行わない旨の通知を行うものとする。

る。ただし、通報者が当該通知を希望していない場合、匿名による通報等であるため通報者への通知が困難である場合その他やむを得ない理由がある場合はこの限りでない。

(調査)

第6条 通報を受けたコンプライアンス担当評議員又は監事は、速やかに法令違反等行為に関する調査の開始及びその他の対応につき決定するとともに評議委員会に対し通報等の内容を報告するものとする。

2 通報等に係る調査を開始するにあたり必要と判断した場合には、コンプライアンス担当評議員は通報事案調査チームを設置して調査にあたらせることができる。但し、通報等がコンプライアンス担当評議員に係るものである場合には、監事はその判断及び指示を行うものとする。また、いずれの場合においても、必要に応じて外部機関に当該調査を依頼することができるものとする。

3 役職員は、特段の事情がある場合を除き、通報等調査に対して積極的に協力するものとする。

(調査結果の通知等)

第7条 前条の調査により、結果に至った場合には、速やかに、当該結果を、通報等を受け付けたヘルプライン窓口に対して通知するものとする。ただし、通報等の対象となった者の個人情報の取扱いについては、プライバシーの侵害とならないよう、十分注意するものとする。

2 ヘルプライン窓口は、通報等に基づく調査の後、遅滞なく、通報者に対してその内容を通知する。ただし、通報者に対して通知を行うことが困難な場合はこの限りではない。また、通報等の対象となった者の個人情報の取扱いについては、プライバシーの侵害とならないよう、十分注意するものとする。

(調査結果に基づく対応)

第8条 コンプライアンス担当評議員又は通報等の対象となった業務の執行を担当する理事は、通報等に基づく調査の結果、不正行為が存在するとの報告を受けた場合、事実関係の調査を行い、又は当該不正行為を中止するよう命令し、必要に応じて懲戒処分、刑事告発又は再発防止措置等の対応を行う等、速やかに必要な措置を講じる。

2 通報者等が当該調査対象である申告事項に関与していた場合、懲戒処分その他の取扱いにおいて、通報等、通報者への協力及び通報等に基づく調査への積極的な関与をしたことを斟酌することができる。

3 コンプライアンス担当評議員は、通報等調査の結果及びそれに対する対応の概要（ただし、通報者等の氏名を除く。）を、速やかに理事会において報告するとともに、遅滞なくこれを公表するものとする。

(情報の記録と管理)

第9条 通報等を受けたコンプライアンス担当評議員は、通報者等の氏名（匿名の場合を除く。）、

通報等の経緯、その内容及び証拠等を記録し、保管するものとする。ただし、通報者に関する情報が、許容される範囲を超えて開示されることがないように留意するものとする。

- 2 通報等を受けたコンプライアンス担当評議員又は監事、その他通報等に係る情報を取得した者は、その情報に関して秘密を保持しなければならない、外部の調査機関に当該情報を開示する場合には、当該開示を受けた者が第三者に当該情報を開示し、又は漏洩することを防止する措置を講じるものとする。
- 3 役職員は、コンプライアンス担当評議員又は監事に対して、通報者特定情報の開示を求めているのではない。

(不利益処分等の禁止)

第10条 当法人の役職員は、通報者等が通報等を行ったこと、通報者に協力したこと又は通報等に基づく調査に積極的に関与したことを理由として、通報者等に対する懲罰、差別的処遇等の報復行為、人事考課におけるマイナス評価等、通報者等に対して不利益な処分又は措置を行ってはならない。

(内部通報制度に関する教育)

第11条 当法人は、役職員に対して、公益通報者保護を含む内部通報制度について研修等により周知徹底を図るものとする。

(改 廃)

第12条 この規程の改廃は、評議員会の決議による。

附 則 この規程は、2020年6月8日から施行する。(2020年6月8日評議員会決議)

(別表)

この規程において、不正行為として申告できる事項は、次の事項とする。

- 1 委託を受けた基金に関連する不正な取り扱いや流用、およびその可能性を助長するような決定や行動
- 2 財団の情報の開示や透明性に関する不正な決定や行動、およびそれを可能にする怠慢行為
- 3 その他当法人、役職員又は取引先その他の利害関係者に重大な損害を生じるおそれのある行為
- 4 法令又は定款に違反する行為

以上